

町村週報

(町村の購読料は会費)
(の中に含まれております)

3296号

每週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 横田真二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<https://www.zck.or.jp/>



2023年10月に完成した新たなシンボル「温泉門」(群馬県草津町)

コラム

なぜ、老舗温泉地に若者が集まるのか？

「レトロな世界観」に浸る楽しみ

國學院大學觀光まちづくり学部教授

梅川智也

毎年、夏期に学生を草津温泉（草津町）に連れて行くのだが、かつての旧態依然とした温泉地とは別世界、若い人達で溢れかえっている。バブル崩壊以降、長く低迷が続いていた温泉地になぜ、若者が集まるようになったのか。勿論、自然にそうなったわけではなく、町長を先頭に官民が日々努力してきた結果である。この10年ほどの間で、これほど大きく変貌を遂げた温泉地は全国的に例をみない。その要因を私見ながら2点、考察してみたい。

一つ目は「インスタ」とともにである。Instagramは2010年に米国で誕生、日本語アカウントの開設は2014年となる。草津温泉で23年間放置されていたシンボル湯畑周辺の改革が始まり、御座之湯、湯路広場が誕生する。まちづくり「景色づくり」が始まった年と見事に重なる。レトロな町並み整備がインスタによって拡散されていく、いわば景観整備というハードとインスタの普及というソフトのタイミングがぴったりと符合した。

観光地選択をハッシュタグ検索で行う若者にとって、インスタ映える草津温泉がまさにフィットしたわけだ。近年では温泉街の至るところでライトアップが行われ、特に湯畑の湯煙りは幻想的な雰囲気醸し出す。かつては真つ暗で誰も歩いていなかった夜の温泉街に、今では若者を中心に人が溢れており、ナイトタイムエコノミーとしても大成功している。

二つ目は「世界観の演出」である。テーマパーク型とても言うべきかもしれない。草津温泉の玄関口は、バスターミナルである。そこから湯畑に至る坂道を下ると、そこからは草津のシンボル・湯畑を中心とした全く異なる世界観のある空間が広がる。デイズニールンドの入口からワールドバザールを通ったその先にシンデレラ城というデイズニール独特の世界が広がるのとはほぼ同様の空間演出である。そして「西の河原公園」に至る西の河原通りは、雷門から浅草寺に至る仲見世通りのように門前市をなし、景観計画に基づく町並み整備によって若者好みのレトロな祝祭空間となっている。そして近年新たな拠点として裏草津・地蔵の湯周辺も洒落た空間として整備され、またスキー場もバレエコンドラやシップライン、大フランクなどを擁するアドベンチャー空間が広がっている。これらはデイズニールンドの7つの「テーマランド」のように、さまざまな世界観が楽しめる空間演出が施され、TDL育ちの若者には既視感とともに「レトロな世界観」に浸れる大きな魅力となっているのではないが。

「まちづくりは景色づくり」として温泉街全体の景観整備と魅力ある施設設備、そしてそれを可能にした大胆な財政改革という町長以下関係者の見えない努力が背景にあることはしっかりと理解しておきたい。

もくじ

政 策	第14次地方分権一括法について	内閣府地方分権改革推進室 法案総括担当 調査員 富澤亮太…	(2)
フォーラム	集落沿いの未整備里山林の整備等の取組Ⅱ福井県若狭町…		(6)
情 報	町村かわら版…		(10)
随 想	100年先の未来のために…	栃木県高根沢町長 加藤 公博…	(11)

写真キャプション

交通渋滞の解消のために国道292号線が立体交差化され、周辺には駐車場と足湯、滝湯などが整備され、湯畑、裏草津に次ぐ新たな賑わい拠点となっている。〔提供：梅川 智也氏〕

第14次地方分権一括法について

内閣府地方分権改革推進室
法案総括担当 調査員 富澤亮太

1 はじめに

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和6年法律第53号。以下「第14次地方分権一括法」という。）は、令和6年6月12日に成立、同月19日に公布されました。

第14次地方分権一括法は、平成26年から実施している提案募集方式における地方公共団体からの提案等を踏まえ、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の推進についてとりまとめた「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、法改正により対応することとされたもの（ただし、個別法の改正により対応するものは除く。）に対応するため、8事項9法律を一括して改正するものです。

本稿では、第14次地方分権一括法の内容等について解説するものであります。文中意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りします。

2 里帰り出産等における情報連携の仕組みの構築（母子保健法）

母子保健法において、住所地の市町村から過去に妊産婦等が居住したことがある市町村に対してのみ、健康診査等に関する情報提供を求めることが可能とされており、里帰り先と住所地の市町村間で、妊産婦等の健康診査等に関する情報共有の仕組みが整備されていません。

そこで、①過去の居住の有無に係らず、里帰り先と住所地の市町村間で情報提供を求めることを可能とするともに、②社会保険診療報酬支払基金等の情報連携基盤を活用できるようにし、オンライン上で情報共有を可能にする仕組みを整備することとしました。

これにより、里帰り先の市町村においても、妊産婦等の健康診査等に関する情報が得られることで、里帰りをした妊産婦等へ、より効果的な支援が可能となることが期待されます。

施行期日は、①公布の日から起算して3月を経過した日（令和6年9月19日）、②公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされています。

3

幼稚園教諭免許状・保育士資格のいずれか一方のみで幼保連携型認定こども園の保育教諭等となることでできる特例等の期限の延長（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、教育職員免許法）

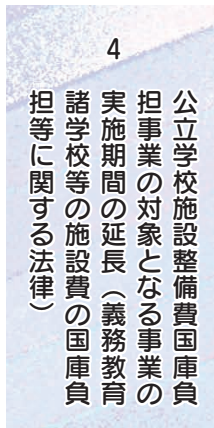
幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等は、本来、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要ですが、幼稚園教諭免許状・保育士資格のいずれか一方の免許状・資格のみで保育教諭等となることでできる特例が設けられています。また、免許状・資格の一方のみを持ち、一定の勤務経験を有する者は、一定の単位を修得すること等で、もう一方の免許状・資格を取得できる特例が設けられています。

これらの特例措置は令和6年度末までとされており、特例措置の期限が到来すると、幼保連携型認定こども園で保育教諭等の確保が困難になるおそれがあるとの声がありました。

そこで、保育教諭等の資格の特例について、特例の期間を5年間延長し、令和11年度末までとなるよう措置

政 策

公立学校施設整備費国庫負担事業は、2力年度以内に事業が完了予定のものが交付の対象ですが、建設業において週休2日制が導入され、また、令和6年度から建設業に労働時間規制が適用される中、事



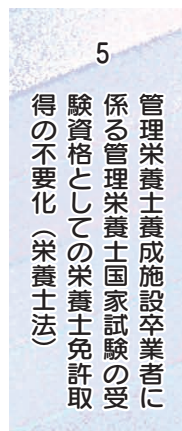
4 公立学校施設整備費国庫負担事業の対象となる事業の実施期間の延長（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律）

これにより、当面の保育の受け皿・保育人材の確保が図られるとともに、特例期間内に保育教諭等に必要資格の取得について各施設、自治体で計画的な取組が可能となること

置を行うこととしました。ただし、いずれか一方の免許状・資格のみで主幹保育教諭・指導保育教諭となることのできる特例の延長は2年間とし、令和9年度以降においては、免許状・資格の両方を有する必要がある

業期間が2力年度を超える場合があることから、事業の実施期間が3力年度にわたる場合も、国庫負担事業の対象となるよう見直すこととしました。法改正の対象は中等教育学校等及び特別支援学校であり、これら以外は、事務処理方針等の改正により同様に見直すこととされています。

管理栄養士養成施設卒業者は、管理栄養士国家試験の受験資格を満たすために、栄養士免許を取得する必要があります。



5 管理栄養士養成施設卒業者に係る管理栄養士国家試験の受験資格としての栄養士免許取得の不要化（栄養士法）

これにより、国庫負担事業の対象となる事業の実施期間が延長され、各地方公共団体は、財政負担が平準化されることで、公立学校の施設整備をより計画的に行うことが可能となる

業期間が2力年度を超える場合があることから、事業の実施期間が3力年度にわたる場合も、国庫負担事業の対象となるよう見直すこととしました。法改正の対象は中等教育学校等及び特別支援学校であり、これら以外は、事務処理方針等の改正により同様に見直すこととされています。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)(第14次地方分権一括法)の概要

内閣府地方分権改革推進室

令和6年6月12日成立
令和6年6月19日公布

基本的考え方

- ◆ 平成26年から、地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
 - ◆ 「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和5年12月22日閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備を行うもの
- ※ 対応方針(抜粋):「法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和6年通常国会に提出することを基本とする。」

主な経緯等

- 平成25年
3月 地方分権改革推進本部(本部長:内閣総理大臣)発足
- 平成26年
4月 地方分権改革に関する提案募集の実施方針 決定
(以後、第5次～第13次 一括法成立)
- 令和5年
6月下旬 提案団体からのヒアリング
7月中旬 関係府省からの1次ヒアリング
9月上旬 関係府省からの2次ヒアリング
11月16日 地方分権改革有識者会議「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針案」了承
12月22日 地方分権改革推進本部において、「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」決定
" 同方針を閣議決定
- 令和6年
3月15日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」閣議決定
6月12日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」成立
6月19日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」公布

法改正事項の概要(8事項9法律)

- ① 里帰り出産等における情報連携の仕組みの構築
(母子保健法)
- ② 幼稚園教諭免許状・保育士資格のいずれか一方のみで幼保連携型認定こども園の保育教諭等となることのできる特例等の期限の延長
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、教育職員免許法)
- ③ 公立学校施設整備費国庫負担事業の対象となる事業の実施期間の延長(2か年度以内→3か年度以内)
(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律)
- ④ 管理栄養士養成施設卒業者に係る管理栄養士国家試験の受験資格としての栄養士免許取得の不要化
(栄養士法)
- ⑤ オンラインによる獣医師の届出に係る都道府県経由事務の廃止
(獣医師法)
- ⑥ 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する審査・検査等に係る指定確認検査機関の活用
(建築基準法)
- ⑦ 宅地建物取引業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の見直し
(宅地建物取引業法)
- ⑧ 生産緑地法に基づく買取申出のあった土地に係る公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出の不要化
(公有地の拡大の推進に関する法律)

施行期日

- (1) 令和7年4月1日
- (2) (1)により難しい場合 → (1)以外の個別に定める日

政 策

これにより、管理栄養士養成施設卒業者は、受験資格を満たすために栄養士免許の取得を行う必要がなくなり、都道府県は、管理栄養士養成施設卒業者に対して、受験資格を満たすための栄養士免許の交付等を行う必要がなくなり、双方の負担が軽減されることが期待されます。

施行期日は、令和7年4月1日とされています。

6 オンラインによる獣医師の届出に係る都道府県経由事務の廃止（獣医師法）

獣医師は、2年ごとに氏名、住所、勤務先等を居住地の都道府県を経由して国に届け出ることが義務付けられており、令和4年度からは紙媒体での提出に加えて、オンラインでの届出も可能となりました。しかし、オンラインによる届出の場合も、都道府県はシステム上での国への送付処理を要するため、依然として事務負担が発生しています。

そこで、オンラインによる届出の場合、都道府県経由を不要とし、獣医師が直接、国に届け出ることとしました。

これにより、都道府県における届

出に係る作業の効率化が図られ、事務負担が軽減されることが期待されます。

施行期日は、公布の日から起算して3月を経過した日（令和6年9月19日）とされています。

7 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する審査・検査等に係る指定確認検査機関の活用（建築基準法）

国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の建築主は、建築主事による審査・検査等を受けなければならないとされており、指定確認検査機関による、審査・検査等は認められていません。

このため、老朽化した公営住宅の建替えや大規模災害時の公共施設の再建により計画通知が急増した場合に、建築主事が円滑に審査・検査等することが困難となる可能性があります。

そこで、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物について、建築主事だけでなく、指定確認検査機関による審査・検査等を可能とすることとしました。

これにより、円滑な審査・検査等が可能となるほか、建築主事の業務

負担が軽減されることで、審査業務以外の業務（監査・違反是正・処分等）にも注力可能となることが期待されます。

施行期日は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日とされています。

8 宅地建物取引業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の見直し（宅地建物取引業法）

宅地建物取引業法に基づく閲覧制度では、消費者等が適切な業者を選定できるよう、都道府県は、宅地建物取引業者名簿等の書類を一般の閲覧に供しなければならないとされています。

閲覧がデジタル化される場合、紙媒体で提出される書類について、全て電子化する必要があり、都道府県の事務負担が大きくなり、個人情報が含まれているものもあり、プライバシー保護の観点から課題があるとの声がありました。

そこで、閲覧の対象書類について、当該制度の趣旨を踏まえ、閲覧希望者による宅地建物取引業者の選定に支障が生じない範囲内で合理化し、プライバシー情報に当たるものを除外することとしました。

これにより、デジタル化に係る都

道府県の事務負担の軽減や、プライバシーの保護が図られることが期待されます。

施行期日は、令和7年4月1日とされています。

9 生産緑地法に基づく買取申出のあった土地に係る公有地の拡大の推進に関する法律（公有地の拡大の推進に関する法律）

生産緑地を譲渡して宅地等にする場合、生産緑地法の買取申出後、公有地の拡大の推進に関する法律の届出手続が行われます。

このことについて、買取申出と届出の類似の手続が必要であり、土地所有者や地方公共団体に二重の負担が生じていることや、土地取引の遅延が生じているという声がありました。

そこで、買取申出を行った土地について、市町村長から買い取らない旨の通知があった日の翌日から起算して1年を経過する日まで、当該申出をした者に限り、届出手続を不要とすることとしました。

これにより、土地所有者や地方公共団体の二重の負担が解消されると

政 策

ともに、土地の譲渡までの時間が短縮され、土地取引が円滑化することが期待されます。

施行期日は、公布の日から起算して3月を経過した日（令和6年9月19日）としています。

10 施行に向けた対応等について

第14次地方分権一括法が公布されたことを受けて、内閣府事務次官より関係府省の事務次官等に対し、令和5年の地方からの提案等に関する対応方針や第14次地方分権一括法の国会における審議等を踏まえた対応、具体的には政省令等の整備や地方公共団体及び関係団体への情報提供、マニュアルの整備や技術的助言等を依頼しています。

また、地方公共団体に対しても、適切な事務執行のための必要な準備等を依頼しています。

内閣府地方分権改革推進室としても、第14次地方分権一括法における各法律の改正の趣旨を踏まえて、各地方公共団体において住民等へのサービスや利便性の向上に資する取組が行われるよう、関係府省とも連携を図りながらサポートしてまいります。

11 おわりに

令和5年の提案募集方式においても、多くの地方公共団体や関係府省協力のもと、一定の成果を得ることができたものと考えています。

提案募集方式は、既にルールとして定められている法律や制度を、実際の行政の最前線である地方からの提案によって、より良い仕組みへと変えていくことができる数少ないツールとなります。制度を構築した国の側において見えていなかった現場の視点を、この提案募集というツールを用いて明らかにしていただき、住民サービスの向上等につなごうとしています。

提案内容のご相談は随時受け付けておりますので、お気軽にお問合せください。

ホームページ

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/index.html>

お問合せ先

内閣府地方分権改革推進室

03-3581-2455

～金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く～

地方公共団体金融機構
Japan Finance Organization for Municipalities

地方公共団体金融機構（JFM）は、全ての地方公共団体の
出資による地方債資金共同調達機関です。

融資

地方公共団体に長期・低利の資金を提供しています。

期間は最長40年、利率は財政融資資金と同等※でお貸ししています。このための財源として、公営競技納付金を活用しています。※機構特別利率対象事業（令和6年8月時点）

地方
支援

「より良い資金調達・資金運用」のお手伝いをします。

財政、金融、会計等に関する研修（出前講座、宿泊型研修、入門研修等）を実施するほか、金融専門知識、実務経験を有する自治体ファイナンス・アドバイザーが助言などを行っています。

資金運用にJFM債を
ご活用ください

JFM債は、強固な財務基盤を背景に信用力が極めて高く、格付けは国債と同水準※です。多くの地方公共団体にも、確実かつ有利な運用方法としてご評価いただき、10年債、20年債や投資家のニーズに応じた様々な年限のFLIP債などをご購入いただいております。※令和6年8月時点

債券ご購入時等の留意事項について

当機構の資金調達計画を含めた将来的な見通しは、現時点で当機構が得ている情報に基づくものであり、潜在的リスクと不確実性を含んでいるため、マーケットの動向や経済状況、法令といった様々な要因により、将来の状況はこの資料の記載とは異なる可能性があります。そのため、投資家の皆様におかれましては、慎重に判断し、リスク等に十分に留意した上でご購入等されることをお奨めいたします。

詳しくは当機構HPをご覧ください。》》》

<https://www.jfm.go.jp>

JFM

特集 未来へつなぐ森林整備等の取組



▲五湖テラス

福井県
わかさちよう
若狭町集落沿いの未整備里山林の
整備等の取組

ポイント

- ・森林環境譲与税の活用に関する意見交換を図るための協議会を設立。
- ・幅広い意見を集約するため、協議会の構成には民間の環境団体等も含めている。
- ・2条森林整備や沢沿いの倒木除去、竹林整備・危険木伐採補助など森林環境譲与税を活用した多様な里山林整備事業の実施。

1. 町の概要

平成17年3月31日に「三方郡三方町」と「遠敷郡上中町」が合併し、「三方上中郡若狭町」が誕生しました。こ

の若狭町は、福井県の南西部に位置した面積17、865haの町です。
人口は、令和6年4月現在で13、499人となっており、合併した平成17年4月時点の17、321人から大きく減少しています。
当町は、若狭湾国定公園の中心部にあり、福井県美浜町と若狭町にまたがる「三方五湖」は三方湖、水月湖、菅湖、久々子湖、日向湖の5つの湖の総称です。5つの湖は水質や水深が違い、すべて濃さの違う青色に見えることから「五色の湖」と呼ばれています。全長11・2kmの県道三方五湖レインボーライン線からその違いがよく分かり、リフト・ケーブルカーでさらに昇った「レインボーライン山頂公園」では三方五湖と日本海のダイナミックな景観が楽しめます。



フォーラム

熊川宿



梅



2. 森林整備の現状と課題

本町は、滋賀県境に位置する三十三間山や駒ヶ岳等の山々に囲まれ、総面積のうち森林面積は11、854 haで総面積の66・4%を占めています。民有林面積は11、292 haで、そのうちスギを主体とした人工林の面積は5、554 haであり、人工林率が49・2%と県平均43・0%と比較して高くなっています。

本町の森林は、地域住民の生活に密着した山里から林業生産活動が積極的

に実施されるべき人工林帯・さらには、奥地の広葉樹が林立する天然性までバラエティーに富んだ林分構成になっていますが、森林に対する住民の意識・価値観が多様化し、求められる機能が多くなっていることからさまざまな課題が生じています。

まず、三方地区及び熊川・瓜生地区は、町内における農業・生活用水の重要な水源となっており、水源涵養の機能を図る森林整備を実施していくことが重要であるとともに、熊川地区や三方地区の西側は急峻な地形を有していることから、山地災害防止機能を高度に発揮する森林づくりが必要です。

若狭湾に突き出た半島にある西田地区及び三宅地区は、林道や作業道など木材搬出の条件が整備されており伐期を迎える林分も多くあり木材生産機能

の増大を図っていく必要があるため、今後、森林経営計画の策定等を通じた間伐等の適切な森林整備を実施していく必要があります。

熊川地区や三方五湖及び三方石観音周辺については、住民等の憩いの場としての森林レクリエーション機能や鳥獣保護区指定の森林が存するため野生鳥獣保護機能など保健文化機能の高い森林に整備していく必要があります。特に熊川地区の駒ヶ岳周辺については自然と調和したレジャー施設や「森林公園河内の森」までつながる遊歩道が整備されており、森林レクリエーション機能を十分に発揮させていく必要があります。

また、昨今、里山林の整備が遅れ、獣害が頻繁に発生しています。森林経



▲三十三間山

す。また、三方五湖は国際的に重要な湿地を保全するラムサール条約に平成17年に登録され、さらにそこで生業にされている持続的な漁業文化が評価され、令和元年には日本農業遺産にも認定されました。ほかにも全国名水百選「瓜割の滝」、近畿一美しい川とされる一級河川「北川」などを配する水資源の豊富な町です。また、この地の歴史は1万年以上昔の縄文時代にまでさかのぼり、「縄文遺跡」や「古墳」が数多く点在しています。

文化が行き交い、この街道に沿って宿場町「熊川宿」が栄え、平成27年には熊川宿を含む鯖街道が「御食国若狭と鯖街道」として日本遺産第1号に認定されるなど、伝統的な建造物群が残っています。

また、梅や梨等の果樹栽培が盛んであり、特に梅に関しては福井梅発祥の地であり、その歴史は古く、江戸時代までさかのぼります。戦時中には、重要軍需品として舞鶴海軍に納入され、戦後も「青いダイヤ」と呼ばれ重宝されました。

ほかにも民宿や旅館も多数あり、観光産業にも力を入れています。

営計画対象外森林である里山二条森林の針葉樹を伐採・整備し、里山林を混交林化するためにも経済林と里山林を把握するデータの作成が必要となっています。混交林化には時間がかかりますが、生物が多様になり水源涵養・土砂流出防止にもつながると考えています。

さらに、令和元年度に創設された森林環境税及び森林環境譲与税制度により、これまで補助金の対象とならなかった里山林の整備についても安定した財源が確保できるようになりましたが、嶺南地域で林業に携わる施業主体がいない森林組合のみとなっており、林業の担い手不足も大きな課題となっています。そのため、今後、林業の担い手となる若人の人材確保や素材生産に携わる民間事業者の育成が急務となっています。

3. 森林環境譲与税と森林経営計画について

若狭町への森林環境譲与税の交付額は、令和元年度から令和5年度までで、57、713千円となっており、令和6年度以降についても毎年21、110千円が譲与される見込みです。

若狭町では森林環境譲与税を町や住民ニーズに沿った事業として活用するために、地元の林業有識者や森林組合、県等からなる「若狭町森林環境譲与税活用検討委員会」を組織し、行

政・住民として林業事業者一体となつて、アイデアを出し合いながら事業の立案を行っています。現在、1. 森林経営管理制度に伴う森林意向調査業務、2. 里山林整備事業、3. 沢沿いの危険木伐採除去事業、4. 林道・作業道の維持修繕や機能向上に対する補助、5. 木工活動や植樹活動に対する補助、6. 竹林整備、危険木伐採に対する補助、7. 主伐後の再造林に伴う獣害柵設置に対する補助の合計7つのメニューからなる「若狭の森づくり事業」として、当町における林業振興のために森林環境譲与税の活用を進めています。

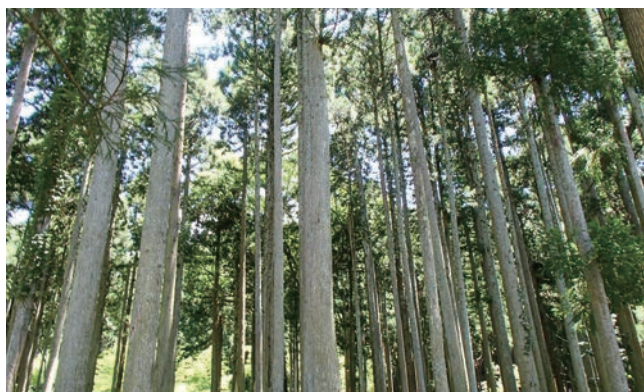
また、森林経営管理法に基づく経営管理権集積計画を策定していくにあたり、現在、100ha延べ102人の所有する私有林人工林（スギについては県内での間伐材としての利用が少ないこと及び利用間伐の補助対象から外されているため、調査の対象外としています）に対して森林意向調査アンケートを実施し、回答があり森林組合等第三者へ経営を委託したいと回答のあった森林について、作業道の線形、立木調査や施業量、施業方法の決定などの森林現況調査を実施しています。

調査対象森林の選定については、未整備森林の早期解消を目的として、施業履歴が過去10年間なく、人工林資源が多い集落の森林を対象に行っており



▲ 森林環境譲与税活用検討委員会

ますが、森林経営管理制度の認知度が低いことや、所有山林を把握していないかったり、関心がない等の理由により意向調査への回答がないこと、本町職員が他業務も兼務しており人員が不足しているなどの理由で調査が進まない現状があります。また、森林現況調査についても技術と知識のある森林組合へ業務を委託していますが、委託したいと回答のあった森林面積が小規模であったり飛び地であったりなどの理由で集積計画を立てることが難しいことも課題となっています。



▲ 里山林間伐後（若狭の森づくり事業、鳥浜）



▲ 里山林間伐前（若狭の森づくり事業、鳥浜）

フォーラム



▲倒木除去後（若狭の森づくり事業、新道）



▲倒木除去前（若狭の森づくり事業、新道）

4. 未整備里山林の整備について

現在、森林に対する関心の低下や、森林所有者の高齢化、相続による世代交代等から整備が行き届かない森林が増加している一方で、全国的に土砂災害や風倒木被害等が毎年のように発生し、住民の生活が脅かされています。このような中で地域住民の生活と密接な関係にある里山林の整備は最も住民ニーズの高い事業と捉えています。

当町においては、景観整備や獣害、森林災害の防止を目的として、二条森林の整備及び放置しておく二次災害につながる危険性のある沢沿いの倒木及び危険倒木除去事業を前述した若狭の森づくり事業にて実施しています。実施にあたっては各集落より事業の要望調査や区長会での周知を行い、林道等作業路の状況や災害の規模、費用対効果などを考慮してより優先度の高い集落から順次取り組んでいます。事業実施後の集落からは「集落周辺の森林がすっきりしたことで獣害が減ったり、家に倒れてくる木の心配がなくなったり」「観光地において不要な雑木が伐採されたり枝打ちがされたことで景観整備につながった」といった声をいただいております。これまで補助の対象にならず放置されてきた里山林の整備については、住民生活に密接に関わることから重要な事業だと改めて感じてお

ります。

また、令和6年度より集落が実施する里山周辺の竹林整備及び危険倒木伐採に対する補助事業についても新規事業として実施しています。事業実施については請負による整備・伐採も補助対象としていますが、集落自治会の活性化を目的に集落自身が直営にて取り組む場合については40万円を上限に満額を補助するものとなっており、事業実施に必要なチェンソーなどの資機材費や日当など人件費も対象としています。これまで集落内で荒れた竹林や危険倒木に対する相談は毎年多く寄せられていたため、当事業については、各集落から事業内容の問い合わせや申請を多くいただいている状況となっています。これらの事業と併せて今後についても「若狭町森林環境譲与税活用検討委



▲植樹（若狭の森づくり事業、里豊夢わかさ）

5. その他の取組と今後について

当町におけるその他の森林環境譲与税を活用した事業については、木工活動や植樹活動に要する経費の補助、町内の子育て支援センターへの県産材仕様の知育玩具や遊具の導入などの事業を実施しており、木材利用の向上や木や緑の普及啓発活動を支援する事業についても実施しています。

しかし、森林環境税については、今年度以降、国税として1人あたり年額1,000円が課税されることとなっておりますが、これを活用した若狭の森づくり事業については地域住民に対してまだまだ周知不足のため、今後、パンフレットを作成し各集落に配布するなど町民への周知についても図っていきたくと考えています。

未整備里山林の早期解消のためにも、引き続き里山林の整備を進めることで木材利用の活性化と森林災害に強い町づくりを進めるとともに、町民の木や緑に触れ合う機会を創出し、森林に対する意識向上を図っていけるような事業を実施していきたいと考えております。

町村かわら版

三種町、子育て世帯へ無償で
医療相談アプリ提供(秋田県三種町)

秋田県三種町は町内の子育て世帯などを対象に医療相談アプリ「LEBER(リーバー)」の無償提供を始めた。県内での導入は初めて。24時間365日、スマートフォンを通じて医師に相談できる体制を整え、子どもや妊産婦が不調を訴えた際の対処に活用してもらう狙いだ。

アプリは、筑波大発のスタートアップ企業リーバー(茨城県)が開発、運営する。症状を入力すると、最短3分で登録医師からチャットで有効な市販薬や受診すべき診療科などの助言が届く。現在、56診療科の医師400人以上が登録されている。

夜間や休日に子どもを病院に連れて行くべきか迷った際に気軽に相談できるほか、産前産後つづいた精神的不調に関しても相談を受け付けている。

町がアプリを無償提供するのには、小学生以下の子どもや妊産婦がいる計約500世帯。1世帯当たりの月額利用料100円を町が負担。家族5人まで無料で利用できる。

町は子育て交流施設「みっしゅ」を運営し、常駐する保育士と保健師が子育て世帯

や妊産婦の相談に応じている。それに加え、アプリを導入することで相談体制を一層強化し、町民の健康上の不安軽減につなげたい考えという。

町健康推進課の担当者は「相談窓口に足を運んだり、電話したりすることにハードルの高さを感じている人もいる。アプリを活用することで、行政では手が届かない部分を補っていききたい」と話している。

(秋田魁新報・2024年9月26日)

DX除き確かな情報共有を
JX通信社と協定、能登町

(石川県能登町)

元日の能登半島地震で大きな被害を受けた石川県能登町は20日、防災のための情報収集・発信のデジタル化に関する協定をJX通信社(東京)と締結した。被災状況の迅速な共有や交流サイト(SNS)での正確な情報発信を目的とし、防災意識の向上を図る。

同社では、SNSなどに投稿された災害情報を人工知能(AI)と専門スタッフで選別し、正確だと判断したものを配信するサービス「ファストアラート」を提供。町はこれらの情報を行政無線やホームページなどで周知する。

利用者が災害情報を写真や動画で投稿できる同社の無料アプリ「ニューススタジオ」の使用を町が呼びかけ、住民と自治体のデジタル上での連携強化も狙う。

能登町によると、同社との協定の締結は北陸地方で初めて。2022年の佐賀県武雄市を皮切りに、これまでに全国の7市が締結していた。

(共同通信・2024年9月20日)

ハイブリッドカー貸与で協定

広島県坂町とトヨタモビリティ広島支社(坂町)は26日、災害時に電力を供給できるハイブリッドカーの貸与に関する協定を締結した。

広島県坂町とトヨタ自動車の子会社で車部品卸売業トヨタモビリティ広島支社(坂町)は26日、災害時に電力を供給できるハイブリッドカーの貸与に関する協定を締結した。

協定書などによると、災害時に町の求めに応じて同支社が避難所などにハイブリッドカーを無償で貸し出す。要請がない場合も状況に応じて支社周辺の住民に電力を供給する。家電への給電やスマートフォンに充電に役立ててもらおう。

町役場であった調印式で、吉田隆行町長は「西日本豪雨で甚大な被害を受け、各所で電柱も倒壊した。協定に感謝する」とあいさつ。今井裕宏支社長は「災害に強い地域づくりに寄与したい」と述べた。(二井理江)

(中国新聞・2024年9月27日)

「キウイ豚」ブランド化へ

都農町、宮崎県はと飼料配合試験

(宮崎県都農町)

都農町は宮崎県、地元のJAや生産者と連携し、町内産で未利用のキウイを飼料に加えて豚を肥育する試験を行っている。肉質がジューシーで柔らかくなることが明らかになっており、学会で発表予定。「地域密着型ブランド豚」の販売実現に関係者は期待している。

県の調査によると、2023年の町産キウイは560トンで県全体の半数超を占める。生産量は年々増えており、未熟などの理由で出荷できない実も生じる。養豚農家の

の所得向上を探る中、町は規格外のキウイに着目。生産者から引き取り、業者に委託して皮ごと高温乾燥し粉末に。肥育の仕上げ段階で豚の配合飼料に数%加える試験を町単独事業で開始した。

22、23年度は県畜産試験場川南支場(川南町)に試験を委託。本年度はJA尾鈴地区本部の仲立ちで、町内農場で肥育試験を実施中。同支場による成分分析と食味試験で、キウイ飼料を与えた豚はそうでない豚に比べ、肉の水分を保持する能力が高いためジューシーな上、柔らかくかみ切りやすく「総合的においしい」との評価に。おいしさに影響するアミノ酸、ビタミンEが増えたことも判明した。この成果を、分析に協力した南九州大健康栄養学部食品学研究室が17日に日本畜産学会(京都市)、同支場が10月に日本暖地畜産学会(熊本市)で発表する。

規格外キウイの量が限られるためキウイ豚(仮称)は出荷頭数が限定されるが、町と同支場、同本部は味の良さに加えて「地元産と畜産が手を組んだ豚肉が市場に出る物語が魅力」とし、ふるさと納税返礼品や高級レストランでの販売向けに有望とみる。12月には「お披露目」として町内イベントで販売する予定もあり、町産業振興課は「未利用資源を活用して新ブランドを生み、枝肉価格と生産者所得の向上に貢献したい」としている。

(宮崎日日新聞・2024年9月17日)

47
行政

本コーナーの記事は施策立案にも役立つ「47行政ジャーナル」の承諾を受けて掲載しています。

<https://47gyosei.jp/>



随 想

今年の4月下旬、高根沢町の職員から「お誕生日おめでとうございませう。」と言われ、封筒を渡されました。一体何が入っているのかと、若干の戸惑いと期待を込めて開封したところ、入っていたのは、「介護保険被保険者証」。少しだけがっかりしたことは職員には秘密です。

私も65歳となり前期高齢者となりました。平成25年4月に町長に就任したとき54歳で現在3期目となり、高根沢町とともに歴史を歩んできた

ことを改めて実感した出来事でした。高根沢町は、栃木県のほぼ中央に位置し、県都宇都宮に隣接しています。東京からおよそ100kmの距離にあり、町の西側を国道4号とJR東北本線が縦断し、アクセスも良好です。町の東側は八溝山系の丘陵が南北に連なり、本町の地域振興の核となる「道の駅たかねざわ 元気あつぶむら」があります。西側には建築家として世界的に有名な隈研吾氏が手掛けた「宝積寺駅舎」や「ちよつ蔵

広場」があり、町の象徴的な建物として人気のスポットとなっています。

令和元年に行われた天皇陛下の皇位継承に伴う重要祭祀「大嘗祭」では、悠紀地方（東日本）の斎田に選ばれた高根沢町の水田で収穫した新米「とちぎの星」が献上されました。古くからの米処で、「たんたん田んぼの高根沢」と町の歌にあるように、町の総面積の半分が田耕地であるこの町で、農業を営んでこられた皆さまの継続の力によって、歴史

の節目ともいえる「大嘗祭」において、胸を張って本町のお米を送り出すことができたことは大変感慨深いものがありました。私は町民の負託を得て首長に就任してから現在に至るまで、一貫して経営という視点で町政運営を進めています。特に、自治体経営に影響する人口構造に着目し、国が「地方創生」としてビジョン策定を義務付ける以前に、全国初となる人口ビジョン「定

住人口増加プロジェクト」を策定しました。また、駅前一等地に創業支援施設を設置して町内の起業創業の機運創出を図るとともに、企業誘致に注力してきました。その結果、世界有数の精密機器企業が町内へ工場移転を決定し、今年度中の稼働が予定されるまでに至りました。

組織経営としては、職員が働きやすい職場づくりを推進してきました。現在、職員の男女比が全世代では約半数、35歳以下の世代では約6

割が女性職員です。今後も男女問わず出産や育児などライフステージに合わせて仕事と家庭を両立し、町の将来を担う職員が希望をもって働くことができる職場環境の整備に取り組んでまいります。私は、職員に対して特に意識して伝えていることがあります。それは、課題を洗い出し、目標を設定し、具体的な計画を立て、そのために行動することの重要性を常に共有することです。「目標が達成できないこ



100年先の未来のために

栃木県高根沢町長

加藤 公博

と」と、「得るものがないこと」は同じではありません。十分に精査し、本町にとって必要と判断した施策が、結果的にふさわしいものではないかとしても、それを見極めることができた経験こそが、次の施策の精度を上げることに繋がります。だからこそ、職員には「失敗を恐れずに勇気を持ったチャレンジ」を期待し、応援することを伝えていきます。

そんな、高根沢町では現在、重要事業の1つとして「新庁舎の整備」に取り組んでいます。建築から60年以上が経過し、老朽・狭あい化が著しい既存庁舎の建て替えは必須です。「希望の持てるまちを後世に引き継いでいく」の理念のもと、財政計画の見直しによる庁舎整備基金の創設と運用、組織の機構改革等により町制70周年にあたる令和10年度秋の開庁を予定しています。

住民の生活がより豊かになるように、そんな思いを込めた高根沢町のまちづくりのキャッチコピー「くらし 高まる たかねざわ」。町民の皆さまとともに、100年先に続くまちの新たな景色を見るために「未来への投資」を積極的に取り組み、町民の皆さまの力をお借りしながら、職員一同「成長する高根沢町」をめざしてまいります。

ハロウィンジャンボ

5億円

1等・前後賞合わせて
1等3億円、前後賞各1億円

当さんの
チャンス広がる!

ハロウィン ジャンボミニ

5千万円

1等・前後賞合わせて
1等3,000万円、前後賞各1,000万円

パソコンや
スマホで
ネット購入!



Q 宝くじ公式サイト

<https://www.takarakuji-official.jp/>

この宝くじの収益金は市町村の
明るいまちづくりや環境対策、高齢化
対策など地域住民の福祉向上の
ために使われます。

9月17日(火)同時発売

発売期間/9月17日(火)~10月17日(木) 抽せん日/10月25日(金)

2024年新市町村振興宝くじ 一般財団法人 全国市町村振興協会 各1枚300円